



埼玉県報

第3049号
平成30年(2018年)
10月26日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（みどり自然課）

告示

- 電子入札共同システム機器等賃貸借に関する落札者等の公示（入札審査課）
- 鳥獣保護区の更新（川口）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（両神山）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（両神小学校）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（新河岸川・柳瀬川）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（荒川南部）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（まつぶし緑の丘公園）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（鳩山）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（黒浜）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（館川ダム）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（小鹿野）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（四阿屋山）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（渡良瀬遊水地）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（白井差）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（深谷北部）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（こだまゴルフクラブ）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（鐘撞堂山）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（上栢間）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（川島）（みどり自然課）
- 指定猟法禁止区域の指定（入間川）（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）

- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 川口都市計画下水道事業川口公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道ふじみ野朝霞線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（越谷建築安全センター）
- ガスクロマトグラフ質量分析計の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 誘導結合プラズマ質量分析装置等分析機器 8 台の賃貸借一式に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 県立病院の灯油（平成 30 年度 12・1 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センターの放射線治療計画 CT 装置の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）

規 則

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十六号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第十号を次のように改める。

十 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百五条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること及び埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十三条の規定により県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。

第十五条中第十四号の二を第十四号の三とし、同号の次に次の七号を加える。

十四の四 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築すること（増築する場合にあつては、当該増築に係る無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）。

十四の五 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを、径の変更にあつては変更後の径の長さにかかわらず、径以外の変更にあつては既存の規模を超えない範囲で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

十四の六 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

十四の七 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

十四の八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

十四の九 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆が通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十四の十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十

六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的でカメラを設置すること。

第十五条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条

第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

第十五条中第二十号の十九を第二十号の二十とし、第二十号の十四から第二十号の十八までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十号の十三中「(平成四年法律第七十五号)」を削り、「もの」の下に「(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)」を加え、同号を同条第二十号の十四とし、同条中第二十号の十二を第二十号の十三とし、第二十号の三から第二十号の十一までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十号の二中「(平成十六年法律第七十八号)」を削り、同号を同条第二十号の三とし、同条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第十五条中第三十七号の九を第三十七号の十一とし、第三十七号の四から第三十七号の八までを二号ずつ繰り下げ、第三十七号の三中「、又は」を「又は」に改め、「特に」を削り、「もの。」を「もの」に改め、同号を同条第三十七号の五とし、同条中第三十七号の二を第三十七号の四とし、第三十七号の次に次の二号を加える。

三十七の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

三十七の三 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第十五条中第三十八号の二の九を第三十八号の二の十一とし、第三十八号の二の八を第三十八号の二の十とし、第三十八号の二の七を第三十八号の二の八とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八の二の九 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十五条中第三十八号の二の六を第三十八号の二の七とし、第三十八号の二の五を第三十八号の二の六とし、同条第三十八号の二の四中「第三十八号の二の六」を「第三十八号の二の七」に改め、同号を同条第三十八号の二の五とし、同条中第三十八号の二の三を第三十八号の二の四とし、第三十八号の二の二を第三十八号の二の三とし、第三十八号の二の次に次の一号を加える。

三十八の二の二 認定保護増殖事業等の実施のために条例第十二条第三項第十号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

第十五条第三十八号の三の次に次の二号を加える。

三十八の三の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

三十八の三の三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十五条中第三十八号の五の五を第三十八号の五の六とし、第三十八号の五の四を第三十八号の五の五とし、第三十八号の五の三を第三十八号の五の四とし、第三十八号の五の二の次に次の一号を加える。

三十八の五の三 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

第十五条第三十八号の十四中「史跡名勝天然記念物」の下に「又は埼玉県文化財保護条例第三十一条第一項に規定する県指定史跡名勝天然記念物」を加える。

第十九条第一号中「第十四号」を「第十四号の十」に、「第三十七号」を「第三十七号の三」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子入札共同システム機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
404,492,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年6月1日

告示

埼玉県告示第千二百二十七号

平成二十年埼玉県告示第千四百三号（鳥獣保護区の更新について）に係る川口鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

川口鳥獣保護区

二 区域

昭和四十三年埼玉県告示第八百六十九号で告示した区域（面積千七十四ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百二十八号

平成二十年埼玉県告示第千四百七号（鳥獣保護区の更新について）に係る両神山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

両神山鳥獣保護区

二 区域

平成十年埼玉県告示第千三百七十三号で告示した区域（面積二千九百十一ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

森林鳥獣生息地の保護

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

平成二十年埼玉県告示第千四百五号（鳥獣保護区の更新について）に係る両神小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

両神小学校鳥獣保護区

二 区域

昭和五十三年埼玉県告示第千五百六十号で告示した区域（面積五・八ヘクター）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第千百三十号

平成二十年埼玉県告示第千四百四号（鳥獣保護区の更新について）に係る新河岸川・柳瀬川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

新河岸川・柳瀬川鳥獣保護区

二 区域

昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十六号で告示した区域（面積五十二・五ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第千百三十一号

平成二十年埼玉県告示第千四百八号（鳥獣保護区の更新について）に係る荒川南部鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

荒川南部鳥獣保護区

二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千六百号で告示した区域（面積二千七十・六ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

集団渡来地の保護区

ロ 指定目的

当該区域には、様々な植生環境があり、猛禽類が生息するなど多様な生態系が形成されている。また、当該区域は、荒川を中心とする都市部では貴重な水辺及び緑地空間となっており、当該区域を利用する渡り鳥の生息環境の一層の保全を目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百三十二号

平成二十年埼玉県告示第千四百一号（鳥獣保護区の指定について）に係るまつぶし緑の丘公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

まつぶし緑の丘公園鳥獣保護区

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百一号で告示した区域（面積二十六・五ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千百三十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

鳩山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十五年埼玉県告示第千百三十号で告示した区域（面積二千五百七十一ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千百三十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

黒浜特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十六年埼玉県告示第千四百十七号で告示した区域（面積二千八百七十

三・三ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千百三十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

館川ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十九号で告示した区域（面積八ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百三十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

小鹿野特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十九号で告示した区域（面積四百五十六・六ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千百三十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

四阿屋山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和六十三年埼玉県告示第千四百六十九号で告示した区域（面積百八十五・三ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千百三十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

渡良瀬遊水地特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十四年埼玉県告示第千三百五十八号で告示した区域（面積四十三ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千百三十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

白井差特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成元年埼玉県告示第千四百三号で告示した区域（面積百八十八ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百四十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

深谷北部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百十三号で告示した区域（面積九百九十六・七ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

こだまゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百九号で告示した区域（面積百十四・五ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

鐘撞堂山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百十号で告示した区域（面積百十・五ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百四十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

上栢間特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十七年埼玉県告示第千二百三十五号で告示した区域（面積二百五十・三ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百四十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

川島特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

比企郡川島町大字伊草地内における一般国道二百五十四号と川島町道四千二百号線との交点を起点とし、同地点から同町道に沿って東に進み、一般県道平沼中老袋線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、川島町道二―六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、川島町道一―八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、一般県道平沼中老袋線との交点に至り、同地点から同県道に沿って東に進み、川島町道五千七百七十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、一級河川入間川左岸との交点に至り、同地点から同川左岸に沿って西に進み、主要地方道川越栗橋線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、入間川・越辺川背割堤の川島町側法下との交点に至り、同地点から同背割堤に沿って西に進み、入間川・小畔川背割堤の川島町側法下との接点に至り、同地点から同背割堤に沿って西に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って北に進み、川越市と川島町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、川越市と坂戸市と川島町の境界との交点に至り、同地点から川越市と坂戸市の境界に沿って南西に進み、一級河川越辺川右岸との交点に至り、同地点から同川右岸に沿って北西に進み、坂戸市と川島町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、一級河川越辺川右岸との交点に至り、同地点から同川右岸に沿って北西に進み、坂戸市道二千六百二十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、東松山市と坂戸市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、東松山市と坂戸市と川島町の境界との交点に至り、同地点から東松山市と川島町の境界に沿って西に進み、東松山市と川島町と吉見町の境界に沿って東に進み、川島町道二―二十四号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、川島町道二―二十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、川島町道二千二十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って

て西に進み、主要地方道鴻巣川島線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、川島町道千三百四十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、川島町道二―二十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、川島町道千二百六十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、川島町道千二百五十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、一般国道二百五十四号と川島町道千二百十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、川島町道二―二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、川島町道千百六十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、川島町道一―三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、川島町道千百五十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、川島町道千百五十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、川島町道一―二十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、川島町道千百五十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、主要地方道日高川島線と川島町道三千三百八十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。(面積千三百三ヘクタール)

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百四十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、指定猟法として鉛散弾を使用する猟法を定め、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

入間川指定猟法禁止区域

二 区域

川越市大字府川地内における主要地方道川越栗橋線と一級河川入間川右岸堤防堤内法下との交点を起点とし、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って南東に進み、主要地方道川越上尾線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って東に進み、一級河川荒川右岸堤防堤内法下との交点に至り、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って北に進み、一級河川入間川左岸堤防堤内法下との交点に至り、同地点から同左岸堤防堤内法下に沿って西に進み、主要地方道川越栗橋線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（面積三百十七・二ヘクタール）

三 存続期間

平成三十年十一月一日から無期限

四 禁止に係る指定猟法

鉛散弾を使用する猟法

告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン上里

埼玉県児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンタウン株式会社 代表取締役 大門淳

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ハ 変更年月日

平成三十年五月二十八日

ニ 届出年月日

平成三十年十月十一日

二 縦覧期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン吉川美南

埼玉県吉川市美南三丁目二十三―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ハ 変更年月日

平成三十年五月二十八日

ニ 届出年月日

平成三十年十月十一日

二 縦覧期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン吉川美南（A街区）

埼玉県吉川市美南三丁目十二番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンタウン株式会社 代表取締役 大門淳

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ハ 変更年月日

平成三十年五月二十八日

ニ 届出年月日

平成三十年十月十一日

二 縦覧期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン蕨

埼玉県蕨市塚越五丁目百二十番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンタウン株式会社 代表取締役 大門淳

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ハ 変更年月日

平成三十年五月二十八日

ニ 届出年月日

平成三十年十月十一日

二 縦覧期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千五百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷花田サンシティショッピングモール

埼玉県越谷市花田三丁目七番一号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一七八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二二〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十一年六月六日

ニ 届出年月日

平成三十年十月五日

二 縦覧期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月二十六日から平成三十一年二月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百五十一号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

川口市全域

四 作業期間

平成三十年十月一日から平成三十一年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千五百五十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

荒川上流管内

四 作業期間

平成三十年十月二十九日から平成三十一年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百五十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―五十三―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市荒川一〇五〇 外

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百六十二・八立方メートル

告 示

埼玉県告示第千百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百五十一号で告示した川口都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

川口市

二 都市計画事業の種類及び名称

川口都市計画下水道事業川口公共下水道

三 事業施行期間

昭和十四年十一月十六日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたまふじみ野所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
目一五一一番一地先まで 九番一地先から同市上福岡二丁目一五七 ふじみ野市上福岡二丁目一五七		区 間
一七・八〇	一五・〇〇ゝ 一一・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一五七・四〇		延長 (メートル)
社会資本整備総合 交付金（交通安全） 事業による。		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市大字府川字高畑一二九三 番一地从り同市大字府川字高 畑一一九八番一地从りまで		区 間
一五・〇〇〃 三〇・五五	九・五九〃 一四・五四	敷地の幅員 (メートル)
三三八・〇三		延長 (メートル)
交差点改良事業によ る。		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 ふじみ野朝霞線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
富士見市羽沢二丁目五七四番一 地先から同市羽沢二丁目五七四 番一地先まで		区 間
一〇・〇〇〇 一四・八〇	一〇・〇〇〇 一〇・一〇	敷地の幅員 (メートル)
八・二〇		延長 (メートル)
交差点整備事業による。		備考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年十月十一日

指令越建セ第三〇〇〇三一号

二 検査済証番号

平成三十年十月十九日

越建セ第二九七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎九十八番五、九十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目一番十一号 プレジール関根一〇二号

金内 雄也、金内 萌

告示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

認定番号	第一号
認定年月日	平成三十年十月二十六日
対象区域	埼玉県吉川市吉川団地 二百四十七番一他六筆
公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所	埼玉県越谷建築安全センター

告 示

埼玉県公営企業告示第四十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析計の購入 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県企業局大久保浄水場総務担当
埼玉県さいたま市桜区大字宿 618
 - (2)埼玉県企業局水質管理センター総務担当
埼玉県行田市小針 1632
- 3 落札者を決定した日
平成 30 年 8 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 代表取締役 柿本 章宏
埼玉県川口市川口 5 丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税抜）
金 30,700,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 30 年 7 月 3 日

告 示

埼玉県公営企業告示第四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 7,874 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 30 年 8 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口 5 丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額（税抜）
1 トン当たり 20,500 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成30年 7 月 3 日

告 示

埼玉県公営企業告示第四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用液体塩素 737 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間
平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成30年8月28日
- 6 落札者の氏名及び住所
フジオックス株式会社 越谷営業所
埼玉県越谷市蒲生西町2丁目12番地5号
- 7 落札金額（税抜）
1トン当たり 75,500円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成30年7月3日

告 示

埼玉県公営企業告示第五十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,321 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所
埼玉県庄和浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 30 年 8 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口 5 丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額（税抜）
1 トン当たり 58,000 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 30 年 7 月 3 日

告 示

埼玉県公営企業告示第五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭(ウェット炭) 204トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間
平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成30年8月28日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 7 落札金額(税抜)
1トン当たり 288,000円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成30年7月3日

告 示

埼玉県公営企業告示第五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭(ドライ炭) 381トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間
平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成30年8月28日
- 6 落札者の氏名及び住所
日本原料株式会社
神奈川県川崎市川崎区東田町1番地2
- 7 落札金額(税抜)
1トン当たり 215,000円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成30年7月3日

告 示

埼玉県公営企業告示第五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
誘導結合プラズマ質量分析装置等分析機器 8 台の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 落札者を決定した日
平成 30 年 9 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社法人事業本部
公共営業第二部部長 工藤 隆康
- 5 落札金額（税抜）
金 122,940,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 30 年 7 月 31 日

告 示

埼玉県病院事業告示第十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成30年度12・1月分）

JIS 1号 118,000リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年12月1日から平成31年1月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 123,000リットル

平成30年12月

イ 最初の契約に係る入札公告日

平成30年4月3日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 石井
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成30年11月20日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年11月19日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成30年11月20日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病

院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成30年11月7日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な

資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 118,000ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. November 20, 2018 (Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. November 19, 2018)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入案件名及び数量
放射線治療計画CT装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局用度担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
- 3 落札者を決定した日
平成 30 年 10 月 11 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原医療器械店 さいたま支店
埼玉県さいたま市見沼区東大宮 6 丁目 3 番地の 3
- 5 落札金額
35,316,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 30 年 8 月 31 日